平成２７年（フ）第８号
北海道斜里郡斜里町字豊倉60番地
債務者　大内田ゆかり
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
盛岡市永井17地割４番地３
債務者　田中奈津美
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２０８号
岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田37番地５
町営朝日田住宅203号
債務者　佐藤美和子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３９号
山形県鶴岡市由良２丁目２番38号
債務者　佐藤　絹子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第３９号
福島県会津若松市西七日町３番44号　ＴＯＨＯランド205、前住所福島県会津若松市西七日町６番17号
債務者　髙野　清子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
福島県会津若松市堤町10番37号、前住所福島県喜多方市塩川町小府根字道下22番地13
債務者　諏訪　静香（旧姓冠木）
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
福島県会津若松市東栄町９番35号　フラワーレジデンス101号、前住所東京都青梅市和田町１丁目23番地　リバーサイドコート　102
債務者　下釜真由美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
茨城県石岡市柿岡3441番地１　カキオカウエストＢ－102、前住所茨城県石岡市上曽1372番地４
債務者　萩原　勝弘
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１５号
群馬県高崎市東貝沢町３丁目２番地13　ｒｉｄｇｅ　Ｅ201号
債務者　岩瀬　妙子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１２３号
群馬県高崎市町屋町884番地３
債務者　尾形　則子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６１８号
さいたま市岩槻区西町３丁目５番５号
債務者　丹羽　由美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６４３号
埼玉県川口市戸塚３丁目25番９号　マインドカーム203
債務者　高井　節子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６６２号
埼玉県戸田市笹目４丁目39番地の７（第３ケヤキコーポ202号室）
債務者　海野　妙子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６６８号
さいたま市桜区中島１丁目27番１－301号
債務者　加藤　香織
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６９２号
さいたま市緑区大字大門4444番地　レジデンス浦和美園、旧住所さいたま市南区辻１丁目16番２号　東谷荘205
債務者　岡野　恒夫
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７１０号
埼玉県川口市大字新堀936番地の４　グローリーハイム101号
債務者　成田　仁美（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係